

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について

制定
19 生産第 9427 号
平成 20 年 3 月 31 日
農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 6 年 4 月 1 日付け 5 農振第 2692 号

鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知）（以下「要綱」という。）第 4 の 2 の（1）に定める事業の推進事業（要領別記 1 第 2 の 2 に規定する推進事業をいう。以下同じ。）及び整備事業（要領第 2 の 1 に規定する整備事業をいう。以下同じ。）並びに要綱第 4 第 2 項（4）に定める事業の推進事業の実施に必要な交付金の配分基準を、次のとおり定める。

第 1 配分基準

- 1 各都道府県の要綱第 4 第 2 項（1）の事業の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる（1）及び（2）により順次算定して得た額を合算して得た額とする。ただし、各都道府県の要望額が予算額を大幅に上回る場合には、配分額の上限を設定するものとする。

なお、要綱第 4 第 2 項（4）の事業の推進事業に対する配分額については、前年度の捕獲計画に対する実績、有害捕獲に対する都道府県や市町村の負担等を考慮し、算定するものとする。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。

（1）基礎配分

予算額の基礎配分については、予算額のうち、1/2 を都道府県別の被害額（野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領（平成 19 年 9 月 26 日付け 19 生産第 3909 号農林水産省生産局長通知。以下「被害調査要領」という。）に基づく配分対象年度の前年度を除く直近 3 か年度の平均被害額）、都道府県別の被害軽減率（被害調査要領に基づく配分対象年度の前年度を除く直近 3 か年度の初年度被害額に対する最終年度被害額の減少率）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 4 条の被害防止計画を作成（都道府県と協議中のものを含む。）している市町村の割合、鳥獣被害防止特措法第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊を編成（配分対象年度以内に編成することが確実と見込まれるものも含む。）している市町村の割合及び農業の担い手が経営している農地面積の割合に応じて、各都道府県に配分す

る。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。

(2) ポイント配分

予算額のポイント配分については、次に掲げるとおりとする。

- ① 予算額から(1)による配分額を差し引いて得た残額(以下「ポイント配分可能額」という。)については、別表1(事業実施主体がコンソーシアム(鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記1の第1の3の(3)の広域コンソーシアムを除く。)の場合は、別表2)に基づき算定したポイントの合計値の全国で最も高い事業実施計画を基準とし、その基準からポイントの合計値の1割低下毎に区分(以下「低下区分」という。)し、当該事業実施計画に係る要望額(以下「ポイント配分対象要望額」という。)に、予算額に占めるポイント配分可能額の割合(以下「ポイント配分率」という。)を低下区分毎に5%ずつ減じたポイント配分率を乗じて得た額に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合において、当該都道府県の要望額から(1)による配分額を差し引いて得た額を上限として当該都道府県に配分する。

なお、捕獲技術高度化施設を整備することとしている事業実施計画については、当該施設の整備に係る要望額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分できるものとする。

- ② 配分残額が同一ポイントの配分対象となっていない事業実施計画の合計のポイント配分対象要望額の1/2に相当する額の合計を下回る場合には、その配分残額をこれらの事業実施計画に係るポイント配分対象要望額に応じて当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合において、当該都道府県の要望額から(1)及び(2)の①による配分額を差し引いて得た額を上限として当該都道府県に配分する。

このとき地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載された処理加工施設を整備することとしている事業実施計画については、優先的に配分の対象とする。

なお、捕獲技術高度化施設を整備することとしている事業実施計画については、当該施設の整備に係る要望額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分できるものとする。

- ③ また、①による配分の結果、配分残額が生じ、かつ、②による配分を行わない場合には、①によるポイントの合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額からポイント配分対象要望額を差し引いた額にポイント配分率を乗じて得た額に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分できるものとする。この場合にお

いて、当該都道府県の要望額から（１）及び（２）の①による配分額を差し引いて得た額を上限として当該都道府県に配分する。

２ 都道府県をまたぐ広域協議会の要綱第４第２項（１）の事業の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる（１）及び（２）又は（３）により順次算定して得た額を合算して得た額とする。

なお、要綱第４第２項（４）の事業の推進事業に対する配分額については、前年度の捕獲計画に対する実績、有害捕獲に対する都道府県や市町村の負担等を考慮し、算定するものとする。この場合、都道府県域をまたぐ広域協議会の要望額を上限とする。

（１）予算額を各事業実施主体の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）について、別表に基づき算定したポイントの合計が高い事業実施計画から順次、推進事業及び整備事業の予算の範囲内において、当該事業実施計画に係るポイント配分対象要望額に相当する額を事業実施主体に配分する。

ただし、その最終の配分可能額が同一ポイントを獲得した事業実施計画に係るポイント配分対象要望額の合計を下回る場合は、（２）により配分する。

（２）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第５条に基づく総合化事業に関する計画に記載された処理加工施設を整備することとしている事業実施計画について、優先的に配分するものとし、さらに残余が生じた場合には、当該残額を優先配分を受けなかった同一ポイントを獲得した事業実施計画に係るポイント配分対象要望額に応じて配分するものとする。

なお、捕獲技術高度化施設を整備することとしている事業実施計画については、当該施設の整備に係る要望額を事業実施主体に配分できるものとする。

（３）また、（１）による配分の結果、配分残額が生じ、かつ、（２）による配分を行わない場合には、（１）によるポイントの合計が高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額からポイント配分対象要望額を差し引いた額に相当する額を事業実施主体に配分できるものとする。

第２ 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

別表 1

| 審査項目及び取組内容の基準 | ポイント |
|--|------|
| 1 総合性に関する審査 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理に関する全ての取組が行われる場合 | 10 |
| 2 自給率の向上等に関する審査 次のいずれかの取組を配分対象年度の前年度に既に行っている等、配分対象年度に行うことが確実と見込まれる場合にポイントを付与 ア 経営所得安定対策等の戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、加工用米）を作付けする場合 イ 偶蹄目の家畜を飼養する場合 ウ 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）の集落協定に基づき、耕作放棄の防止等の活動に取り組む場合 エ 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の1の事業計画又は別紙2の第5の1の事業計画に基づき、農地の適切な維持及び保全に取り組む場合 | 3 |
| 3 実施体制・実効性に関する審査 ア 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を編成している場合 3 イ 実施隊に市町村長から任命された民間の実施隊員がいる場合 5 ウ イの実施隊員が地域ぐるみの捕獲活動に取り組む場合 5 エ 配分対象年度の前年度の鳥獣被害防止総合対策交付金のポイント付けにおいて、同年度中に実施隊を編成することとして加算（3ポイント）したが、同年度中の実施隊の編成ができなかった場合 -3 オ 地域協議会に、行政（市町村等）、農林漁業者（農林漁業団体等）、技術指導者（都道府県の普及指導機関等）、捕獲関係者（猟友会等）、ジビエ等利活用関係者の全てが含まれている場合 3 カ 野生鳥獣の追払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成に取り組む場合 5 キ 鳥獣被害防止総合支援事業のうち鳥獣被害対策実施隊体制強化に取り組む場合 3 ク 複数の市町村間で連携してICTを活用した鳥獣被害対策に取り組む場合 3 | |
| 4 被害の軽減目標に対する審査 ア 被害防止計画において被害面積及び被害額のいずれも30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 5 イ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 3 ウ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを10%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 1 | |

| | |
|---|----|
| 5 被害の軽減実績に関する審査 | |
| ア 被害防止計画に定めた目標に向けた取組を行い、直近の事業評価において目標達成率が100%以上の場合 | |
| (1) 定めた目標が被害防止面積及び被害額ともに30%以上軽減の場合 | 5 |
| (2) 定めた目標が被害防止面積及び被害額いずれか30%以上軽減の場合 | 4 |
| (3) 定めた目標が被害防止面積及び被害額いずれか10%以上軽減の場合 | 3 |
| イ 被害防止計画に定めた目標に向けた取組を行い、直近の事業評価において目標達成率が70%以上の場合 | |
| (1) 定めた目標が被害防止面積及び被害額ともに30%以上軽減の場合 | 3 |
| (2) 定めた目標が被害防止面積及び被害額いずれか30%以上軽減の場合 | 2 |
| (3) 定めた目標が被害防止面積及び被害額いずれか10%以上軽減の場合 | 1 |
| 6 執行実績に関する審査 | |
| ア 配分対象年度の前年度の整備事業の予算現額に対し、同年度9月末の進捗率が60%以上の場合 | 3 |
| イ 配分対象年度の前年度の整備事業の予算現額に対し、同年度9月末の進捗率が40%以上60%未満の場合 | 1 |
| ウ 配分対象年度の前年度の整備事業の予算現額に対し、同年度9月末の進捗率が20%以上40%未満の場合 | 0 |
| エ 配分対象年度の前年度の整備事業の予算現額に対し、同年度9月末の進捗率が20%未満の場合 | -1 |
| オ 配分対象年度の前年度に整備事業に取り組んでいない場合 | 1 |
| 7 その他 | |
| ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である場合 | 10 |
| イ 推進事業・整備事業を一体的に取り組む場合 | 3 |
| ウ 新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む場合 | 3 |
| エ 事業実施主体が当該都道府県における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う場合 | 1 |
| オ 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている又は策定に向けた協議の場を設置し、協議を実施している場合 | 3 |
| カ 農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）第3第1項（4）に定める最適土地利用総合対策により地域ぐるみで土地利用構想を策定している又は策定する見込みがある場合 | 3 |
| キ カに加え、土地利用構想において、鳥獣被害防止対策に取り組むこととしている場合 | 2 |
| ク 侵入防止柵の整備に取り組む場合において、広域柵による整備を実施する場合 | 5 |
| ケ 整備事業に取り組む場合において、豪雨又は地震等により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備に取り組む場合 | 3 |
| コ 整備事業に取り組む場合において、ジビエ等利活用の推進を通じて効果的な捕獲活動に取り組む場合 | 3 |
| サ 整備事業に取り組む場合において、サル複合対策、クマ複合対策、鳥類複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT等新技術の活用及び実証、GISを活用した被害対策等の可視化定着支援のメニューのうち2以上のメニューに取り組む場合 | 1 |

| | |
|---|-----|
| シ 整備事業に取り組む場合において、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか、有害捕獲の数値目標を含めて具体的に記載されている場合 | 3 |
| ス 配分対象年度の前年度の鳥獣被害防止総合対策交付金のポイント付けにおいて、整備事業に取り組む場合に、有害捕獲の数値目標を定めて加算（3ポイント）したものの、目標が達成できない場合 | - 3 |
| セ 整備事業に取り組む場合において、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める地域別農業振興計画として認定されている又は認定される見込がある場合 | 1 |
| ソ 整備事業に取り組む場合において、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める地域別農業振興計画に、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域が対象地域として認定されている又は認定される見込がある場合 | 3 |
| タ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 18 条第 1 項により確認を受けた防除実施計画の取組を被害防止計画に基づいて市町村において行う場合 | 1 |
| チ 市町村において鳥獣保護管理法に規定する鳥獣の捕獲許可権限の移譲を受けて当該鳥獣の捕獲に取り組む場合 | 1 |
| ツ 安全対策として、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等関係法令を遵守した電気柵の設置、追払用火火の適切な使用、食肉加工施設の衛生管理に係る周知又は研修・講習会等に取り組む場合 | 1 |
| テ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）第 13 条に基づき、国土強靱化地域計画（推進事業又は整備事業の取組を含む）が策定されている又は策定される見込みがあり、国土強靱化地域計画に鳥獣対策が位置付けられている場合 | 1 |
| ト テに加え、国土強靱化地域計画に、被害防止計画に基づく具体的な取組内容（侵入防止柵整備延長等）が明記されている場合 | 1 |
| ナ 地方公共団体が作成した地域再生計画において、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に推進事業又は整備事業の取組に係る記載があり、同計画が同条第 15 項の規定に基づき認定されている又は認定される見込みがある場合 | 1 |
| 8 配分対象年度の前々年度未執行額に関する審査 | |
| ア 各都道府県が配分を受けた割当額（以下「年割当額」という。）のうち、未執行となった額（以下「不用額」という。）が 5%未満 | 0 |
| イ 年割当額のうち、不用額が 5%以上 10%未満 | - 1 |
| ウ 年割当額のうち、不用額が 10%以上 20%未満 | - 2 |
| エ 年割当額のうち、不用額が 20%以上 | - 3 |

注 1) 1 の総合性に関する審査の取組内容については、以下のとおりとする。

- ① 有害捕獲とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、捕獲技術高度化施設の整備、生息状況調査等に係る取組。
- ② 被害防除とは、侵入防止柵の整備、追払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査（情報マップの作成を含む。）等に係る取組。
- ③ 生息環境管理とは、緩衝帯の整備（牛の放牧等）、放任果樹の除去、里山の整備等に係る取組。

なお、当該事業実地主体の地域において、被害防止計画で対象とする鳥獣の侵入防止柵の

整備が必要な地域（既整備地域を含む。）で、既に概ね8割以上において侵入防止柵が整備済み又は当該年度において整備が見込まれる場合は、被害防除に関する取組が行われているものとみなす。

注2) 2の自給率の向上等に関する審査について、市町村で取り組まれているかどうかで判断してよいこととする。

注3) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容については、実施隊を被害防止計画等における記載により、

① アについては、配分対象年度以内に編成することが確実と見込まれる場合は、編成されているものとみなす。

② イについては、編成された実施隊又は配分対象年度以内に編成が見込まれる実施隊において、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村長により任命される民間隊員が含まれる場合に付与できるものとする。

③ ウについては、上記②において実施隊の民間隊員が地域ぐるみの捕獲活動に取り組む場合に付与できるものとする。

注4) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のエについては、配分対象年度の前年度の鳥獣被害防止総合対策交付金においてポイント付けを行った際、市町村において同年度以内の実施隊の編成が見込まれるとして3ポイントを計上したが、同年度以内の実施隊の編成が困難な場合に減算するものとする。また、該当する事業実施主体が配分対象年度に鳥獣被害防止総合支援事業への要望を行わない場合も、ポイント付けに反映させるものとする。

注5) 3の実施体制・実効性に関する審査のクの取組内容のICTとは、効果的・効率的な鳥獣被害防止対策の実施に資する情報通信技術及びその情報通信技術と連動して活用するシステムや機器（GIS、ドローン、トレイルカメラ、自動センサーシステム、GPS、遠隔捕獲機器、自動捕獲機器、捕獲通知機器、捕獲確認機器、人工知能（AI）を活用した機器等）とする。

注6) 4の被害の軽減目標に対する審査については、被害防止計画に記載された対象鳥獣の被害軽減目標を達成するために取り組む場合に付与できるものとする。

注7) 6の執行実績に関する審査及び7のその他のクからソまでについては、整備事業の配分のみ活用するものとし、整備事業に取り組む場合に限りポイントを付与するものとする。

注8) 7のその他のクについては、地域における被害状況、生息状況及び侵入経路等を把握し、効果的な整備計画を作成した上で、以下の整備を行う場合にポイントを付与するものとする。

①集落を囲う柵

②道路等により囲まれた区域単位で囲う柵

③鳥獣の生息域の山際に沿って設置する柵

④特定の農地を囲うことで後背地域を含む広域的な被害防止が期待される柵

注9) 6の執行実績に関する審査については、都道府県や広域協議会において、都道府県や広域協議会全体の進捗率を計算し、該当するポイントを都道府県や広域協議会内で整備事業を要望している事業実施主体全てに付与するものとする（同一都道府県内で同一ポイント）。

進捗率＝配分対象年度の前年度9月末時点の都道府県及び広域協議会管内の契約金額合計

／ 配分対象年度の前年度9月末時点の都道府県及び広域協議会ごとの予算現額

なお、契約金額とは、事業実施主体が契約した金額とし、予算現額とは、前年度からの繰越額と当初予算配分額の合計とする。また配分対象年度の前年度に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）に基づき指定された災害により被災した影響で9月末までの進捗が低い場合に限り、配分対象年度の前々年度9月末時点の進捗率及び配分対象年度の前年度9月末時点の進捗率のいずれか高い進捗率を用いてポイントを付与することができるものとする。

注10) 7のその他のアについては、広域連携型であって事業実施計画が基づいている被害防止計画が複数の市町村を対象範囲として作成されている場合に算定できるものとする。

注11) 7のその他のイについては、地域協議会及びその構成員が推進事業（都道府県及び市町村によるソフト事業も含む。）、整備事業の両事業を行う場合に一体的に取り組むものとして付与できるものとする。

注12) 7のその他のウについては、過年度、協議会（構成員も含む。）において、鳥獣被害防止総

合支援事業に取り組んでいない場合に算定できるものとする。

注 13) 3 のオについては、被害防止計画に定める地域協議会の構成機関及び関係機関により算定するものとする。

また、1、7 のタ及びチについては、事業実施計画に添付する被害防止計画により算定するものとする。なお、3 のカからクまで並びに7 のエ及びコからスまでについては事業実施計画に、セ及びソについては中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画の認定状況に、テについては国土強靱化地域計画の策定状況に、ナについてはまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を記載する地域再生計画の認定状況に基づいて算定するものとする。

注 14) 7 のその他のオからトまでについては、推進事業については協議会が、整備事業については当該協議会の構成員が取り組む場合など、事業実施主体が異なる場合であっても、同一地域内において事業に取り組む場合はポイントを加算できるものとする。

注 15) 8 の配分対象年度の前々年度未執行額に関する審査におけるポイントについては、各都道府県内の全ての事業実施主体において、一律に減じるものとする。

なお、未執行となった額の算定においては、以下のとおりとする。

① 要綱第4の1のただし書きによる災害等緊急に対応する必要がある事案のために、追加交付を受けた場合においては、その未執行となった額を除くことができるものとする。

② 気象災害による生息環境変化その他やむを得ない事由による場合においては、その未執行となった額を除くことができるものとする。なお、その場合の具体例は以下のとおりであり、明確な基礎データにより確認可能なものに限る。

(1) 例年と比較した豪雪・少雪の影響で、捕獲期間・場所等が制限され、例年と同程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数）において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合

(2) 豪雨災害により捕獲現場が被災した影響で、捕獲期間・場所が制限され、例年と同等程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数）において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合

(3) 豪雨災害により捕獲従事者が被災した影響やその他やむを得ない事由の影響により、例年と同程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数）が出来ないことで、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合

(4) 例年の統計データ等より、鳥獣の生息状況を想定していたが、状況の変化（生息域における果実類等の豊凶状況、豚熱のまん延状況等）により、例年と同程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数）において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合

別表 2

| 審査項目及び取組内容の基準 | ポイント |
|--|------|
| 1 総合性に関する審査 有害捕獲と連携した取組が行われる場合 | 10 |
| 2 実施体制・実効性に関する審査 コンソーシアムの構成員として、捕獲者、処理加工者、流通業者、販売者の全てを含む場合 | 5 |
| 3 ジビエ等の取扱量目標に対する審査 ア コンソーシアムにおいて、ジビエ等の取扱量を30%以上拡大する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 | 5 |
| イ コンソーシアムにおいて、ジビエ等の取扱量を20%以上拡大する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 | 3 |
| 4 ジビエ等の取扱量目標の達成状況に対する審査 ア コンソーシアムにおいて、設定したジビエ等の取扱量目標に向けた取組を行い、その取扱量目標の達成率が100%以上の場合 | 5 |
| イ コンソーシアムにおいて、設定したジビエ等の取扱量目標に向けた取組を行い、その取扱量目標の達成率が70%以上の場合 | 3 |
| 5 ジビエ等の取扱量実績に対する審査 ア コンソーシアム構成員の配分対象年度の前々年度のジビエ取扱量が10トン以上ある場合 | 5 |
| イ コンソーシアム構成員の配分対象年度の前々年度のジビエ取扱量が5トン以上ある場合 | 3 |
| ウ コンソーシアム構成員が配分対象年度の前々年度に捕獲した鳥獣を食肉、ペットフード以外の用途（皮革等）での取扱がある場合 | 5 |
| 6 ジビエ等の利用頭数割合に対する審査 ア コンソーシアム構成員の処理加工施設が所在する市町村の配分対象年度の前々年度のジビエ等の利用頭数割合（イノシシ及びシカの有害捕獲頭数に対してジビエ等の利用する頭数の割合）が20%以上の場合 | 5 |
| イ コンソーシアム構成員の処理加工施設が所在する市町村の配分対象年度の前々年度のジビエ等の利用頭数割合が10%以上の場合 | 3 |
| 7 その他 ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である場合 | 10 |
| イ 推進事業・整備事業を一体的に取り組む場合 | 3 |
| ウ 処理加工施設の人材育成について取り組む場合 | 3 |
| エ ICTの活用による情報管理の効率化について取り組む場合 | 3 |
| オ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進について取り組む場合 | 3 |
| カ 新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む場合 | 3 |
| キ 整備事業に取り組む場合において、ジビエ等利活用の推進を通じて効果的な捕獲活動に取り組む場合 | 3 |

注1) 1の総合性に関する審査の取組内容の有害捕獲とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、捕獲技術高度化施設の整備、生息状況調査等に係る取組。

注2) 7のその他のアについては、広域連携型であって事業実施計画に基づいている被害防止計画が複数の市町村を対象範囲として作成されている場合に算定できるものとする。

注3) 7のその他のイについては、コンソーシアムが推進事業、整備事業の両事業を行う場合に一

体的に取り組むものとして付与できるものとする。

注4) 7のその他のカについては、過年度、コンソーシアムにおいて、鳥獣被害防止総合支援事業に取り組んでいない場合に算定できるものとする。

注5) 審査項目の3、4、5及び6については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。7については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。